

総社市立秦小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月 改定

いじめに関する現状と課題

- 各学年とも單学級という環境で、人間関係が固定化し、一度こじれてしまうと修復が難しい場合がある。
- 学校生活に慣れた2学期に多く発生する傾向があり、双方の誤解や自分の思いをうまく伝えられないことが原因でトラブルになるケースがある。
- まじめで前向きな児童が多いので、いじめの未然防止に向けて、児童が互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係を築いていくために、さらに協同的な学習、ピアサポート活動の推進を図る。また、児童の人権意識、自己指導能力の育成を目指し、特別活動の充実を図るなど、集団への所属感を高め、児童自身がいじめを自分たちの問題として考えることができる主体的な活動を取り入れる。
- いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- 児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、「総社市だれもが行きたくなる学校づくり」を中心にして、子どもたちが互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係を築き、いじめの起きない学校づくりを進める。
 - いじめを認識しながら放置されないように定期的にアンケート、教育相談を行い、児童の理解を深めるとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
 - 学校をあげた横断的な取り組みを推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事以外にも教育相談担当や児童会担当の教員等も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、学校、保護者、地域、その他の関係者が信頼関係を構築し、それぞれの役割と責任を自覚し連携して取り組む。
- <重点となる取組>
- 「だれもが行きたくなる学校づくり」プログラムを計画的に実施する。
 - 縦割り班活動を充実させる。(縦割り班そうじ、秦っ子リレー、業間長縄跳び、各種集会等)

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- 学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得る。また、人権参観日や懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- 学校評議員や見守り隊と連携し、地域の方々との懇談の機会を設け、学校外での生活に関する見守りや情報提供を依頼し、いじめの早期発見に努める。
- 参観日にインターネットやスマートフォン、タブレットの活用についての研修を行い、家庭でのルール作りを進めるよう啓発する。
- 個人懇談の機会などを使って情報モラルの意識を高められるよう働きかけたり、フィルタリングなど具体的な対策の周知を徹底的に行う。
- ホームページや学校便りに、いじめ0への取組、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

- 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

<対策委員会の開催時期>

- 年2回以上開催※必要に応じて外部委員を招集

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

- 直後の職員会議や終礼で全教職員に周知を図る

<構成メンバー>

- 校外
カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA会長
- 校内
校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、児童会担当、養護教諭等

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- 総社市教育委員会

<連携の内容>

- ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣

<学校側の窓口>

- 教頭

<連携機関名>

- 総社警察署生活安全課

<連携の内容>

- 非行防止教室の実施
- 定期的な情報交換、連絡会議の開催

<学校側の窓口>

- 生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① 未然防止

(だれもが行きたくなる学校づくり)

- 日頃の授業や行事等の特別活動、縦割り班活動等の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や所属感を感じられる学校づくりを進める。
 - 協同学習、ピアサポート活動、SEL、品格教育・PBISを推進することで、児童が互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係を築いていく。
- (道徳教育の充実)
- 学校教育全体を通じて道徳教育を計画的に行い、児童の道徳的心情を豊かにし、道徳的判断力を高め、道徳的実践力を育成する。
- (教員研修)
- 教職員の指導力向上のための研修として、いじめの未然防止、いじめが起きない人間関係作り等の研修会を行う。
- (児童会活動)
- 人権週間又はいじめについて考える週間において児童会主催の、児童自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。
- (情報モラル教育)
- ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において行う。

② 早期発見

(実態把握)

- 児童の生活実態把握のためのアンケート、教育相談を年3回行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。

(相談体制の確立)

- 全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。

(情報共有)

- 終礼等において共有化を図る。児童の気になる変化や行為を発見した場合は、記録を残し、先送りせず早急に生徒指導主事に報告・相談する。

(家庭への啓発)

- いじめの認知につながるよう、学級懇談等を通して、家庭におけるいじめへの対応方法や相談窓口の紹介などの啓発を行う。

③ いじめへの対処

(いじめの有無の確認)

- 児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。

(いじめへの組織的対応の検討)

- いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。

(重大事案には関係諸機関と連携を取りながら適切な対応を行う)

(いじめられた児童への支援)

- いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。

(いじめた児童への指導)

- いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。

(直接関係がない児童への指導)

- 周りにいて、いじめの行為を認識していた児童に対しては、傍観することはいじめに加担していることと同様であり、許されないことであると気づかせるとともに、いじめに気づいた場合には、速やかに教師や保護者に通告できるように指導する。

(継続して指導・支援を行い、定期的に状況を確認する)